様式第５号（第８条関係）

特定事業許可申請書

**令和２**年**12**月**２**日

神戸市長　　宛

　　　　　　　　　　　（申請者）　　　【法人にあっては，主たる事務所の所在地】

　　　　住　所　**神戸市中央区磯上通７－１－５**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【法人にあっては，名称及び代表者の氏名】

　　　　氏　名　**〇〇工業株式会社　代表取締役　　××××**

　　　　連絡先　**078－×××―□□□□**

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例第８条の規定により，関係図書を添えて特定事業の許可を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 現場責任者の氏名（法人にあっては役職名及び氏名）及び住所（法人にあっては事務所の所在地） | 住所  **神戸市西区●●町□□　××―×**  氏名  **□□土木㈱　○○○○** |
| 特定事業の事業区域の位置及び面積 | **神戸市西区〇〇町△△　××××―□**  **5200**　㎡ |
| 事務所その他特定事業の用に供する施設の設置計画及び位置 | **別添のとおり** |
| 特定事業に使用される土砂等の量 | **8500**　㎥ |
| 特定事業の期間 | **令和３**年**２**月**１**日から**令和３**年**10**月**15**日まで |
| 特定事業に使用される土砂等の主な採取場所並びに搬入及び搬出の計画 | 別紙のとおり |
| 廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置 | 別紙のとおり |
| 土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置 | 別紙のとおり |
| 特定事業が行われている間において，当該事業区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するために講ずる措置 | 別紙のとおり |
| 特定事業が行われている間において，当該事業区域内から発生する粉じん，騒音及び振動を防止するために講ずる措置 | 別紙のとおり |
| 特定事業が完了した場合の当該事業区域の構造（一時堆積事業にあっては，一時堆積事業が行われている間の事業区域の構造） | 別紙のとおり |
| 特定事業の施工中及び施工後の当該事業区域とその周辺の地域の景観において，自然環境との調和を図るために講ずる措置 | 別紙のとおり |
| 備　　　　考 | **特定事業完了後、太陽光パネルを設置予定** |

別紙

１　特定事業に使用される土砂等の主な採取場所並びに搬入及び搬出の計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 特定事業の種類 | 埋立て事業　・　一時堆積事業 | | | |
| 特定事業に使用する土砂等 | 性状 | 採取場所又は搬出先 | 搬入量又は搬出量 | 搬入又は搬出をする期間 |
| **砂質土** | **○○市××町○番地** | **8,000m3** | **令和3年2月10日から令和3年9月30日** |
| **礫質土** | **神戸市北区□町××**  **○番地** | **500m3** | **令和3年2月10日から令和3年2月20日** |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２　廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置

|  |  |
| --- | --- |
| 監視員等 | （監視方法）**施工管理のための事務所を設置し、現場に常駐する現場代理人が、土砂の搬入をするたびに廃棄物が混入していないかどうかを確認する。** |
| （配置場所）**通常は事業場入口付近の事務所に常駐するが、車両搬入のたびに展開検査場所まで誘導し確認する。** |
| （配置人数等）**通常、現場代理人を含め、２名体制で行う。** |
| 土砂等の検査 | （検査方法）**積荷を下ろすときは、毎回現場代理人が目視で廃棄物が入っていないことを確認するとともに、重機のオペレーターも整地の際に、異物が入っていないか、展開検査により確認する。運搬者には、展開検査の間、検査場所に待機させる。** |
| その他の措置 | （内容）**廃棄物が混入していたときは、直ちに搬入者に持ち帰らせ、産業廃棄物として適切に処理するよう求める。** |

３　土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置

|  |  |
| --- | --- |
| 土砂等の採取場所である土地の利用状況の調査 | （調査方法）**発生元の現場施工者や土地所有者から、以前の土地の利用状況を聴取する。それ以前の土地の利用状況についても、土地の登記簿等によって確認する。工場の有無、地下水汚染の有無等について県・市町等の環境部局等に照会する。** |
| 土砂等の検査 | （検査方法）**監視員によって土砂の搬入の都度、色・臭気等によって土壌安全基準に適合しない土砂ではないかどうか確認する。発生場所が変わったときは、特に注意する。汚染の可能性がある場合は、受入前に発生元から採取した土砂を分析し、安全基準に適合しなかった場合は土砂の受入をしない。** |
| その他の措置 | （内容）**搬入後に色、臭気等によって汚染の可能性を疑える場合は、搬入を一時停止し、それまでに搬入した土砂による排水の測定を行う｡測定の結果、汚染が確認されたときは、発生元に受入の中止を申し入れる。また、汚染土壌の適正な処分を行う。また、工期に田植えの時期があるため、この時期は検査を厳しく行う。** |

４　特定事業が行われている間において，当該事業区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するために講ずる措置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 排水の採取設備の設置 | （設置場所）  **別添図面のとおり（３カ所設置する。）** | |
| 汚染状態の測定時期 | 毎月測定項目 | 毎月**15**日頃測定 |
| 毎年測定項目 | **5**月に測定 |
| その他の措置 | （内容）  **周辺住民の不安を取り除くため、毎年測定項目について、年2回（5月、10月）測定する。** | |

５　特定事業が行われている間において，当該事業区域内から発生する粉じん，騒音及び振動を防止するために講ずる措置

|  |  |
| --- | --- |
| 粉じん防止措置 | （埋立作業中）  **可能な限り散水に努め、粉じんの発生を抑制する。**  **民家等が近い箇所には、防じんシートを設けて、飛散防止に努める。** |
| （土砂運搬車両の走行）  **土砂搬入車両の通行路については、散水をこまめに行う。**  **特定事業区域内においては、速度を落として運転するよう運転手に求める。** |
| 騒音防止措置 | （埋立作業中）  **低騒音型の重機を使用する。**  **空ぶかしをしないよう、オペレーターを指導する。** |
| （土砂運搬車両の走行）  **搬入車両のアイドリング、空ぶかしをしないよう、運転手に求める。**  **特定の時間に車両が集中しすぎないよう、搬入者に搬入する時間の調整を求める。**  **特定事業区域内においては、速度を落として運転するよう運転手に求める。** |
| 振動防止措置 | （埋立作業中）  **低騒音型の重機を使用する。**  **空ぶかしをしないよう、オペレーターを指導する。** |
| （土砂運搬車両の走行）  **特定事業区域内においては、速度を落として運転するよう運転手に求める。** |

６　特定事業が完了した場合の当該事業区域の構造（一時堆積事業にあっては，一時堆積事業が行われている間の事業区域の構造）

|  |  |
| --- | --- |
| 土砂埋立て等の区域の構造 | **別添図面のとおり** |

７　特定事業の施工中及び施工後の当該事業区域とその周辺の地域の景観において，自然環境との調和を図るために講ずる措置

|  |  |
| --- | --- |
| 施工中の自然環境の調和を図るための措置 | **○土地の改変によって、表土の変化が起こると予想される地域内に貴重種が存在する場合には、土砂の流出防止のため、土留施設を整備する。**  **○工事によって裸地ができた場合には、土砂の飛散、流出を防止するため防水シートや芝等を用いて裸地の被覆を行う。**  **○周辺の自然環境との調和を考え、事業区域の外周に幅５ｍ程度の樹林地を保存する。**  **○事業区域内に貴重種等が確認された場合には、事業の影響を受けない事業区域内の別の場所に移植する。** |
| 施工後において自然環境の調和を図るための措置 | **○施工中に保存した樹林地に加えて、さらに人目につきやすい敷地境界付近に、植栽を実施する。**  **○植栽する際は、遺伝的攪乱の防止に配慮し、行政や専門家の意見を聞きながら行う。**  **○貴重種が確認され、移植等の措置を行った場合は、工事完了後も引き続き維持管理を行っていく。** |